

人 第 309 号
令和 2 年 1 2 月 1 6 日

本庁各課（室）長 }
各地方機関の長 } 殿

総 務 部 長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる職員が発生した場合の対応
について（通知）

このことについては、新型コロナウイルス感染症の感染防止及び業務継続の観点を踏まえ、令和 2 年 8 月 31 日付け人第 179 号で通知しているところですが、特に 11 月以降、職員本人が PCR 検査を受ける事例が増加しており、各所属では業務継続の観点から職場での感染が拡大しないよう職員一人一人に対し指導を徹底する必要があります。

つきましては、改めて当該通知を確認するとともに、下記について適切に対応願います。

記

- 1 各所属長から、改めて所属職員に対し下記事項について周知徹底願います。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合は速やかに管理監督者に申し出ること。
 - (2) 発熱等の体調不良が見られる場合は、上司に報告の上、出勤を見合わせること。
 - (3) 上記(1)、(2)は、県が県民サービスを低下させないよう業務を継続する上で必須なものであり、申し出や報告等の対応を躊躇することで、職場内での感染を拡大させる事態は避けなければならないこと。
 - (4) 職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、差別や不利益な扱いを受けることのないよう十分に留意すること。
 - (5) 公務運営に支障が生じない範囲内で在宅勤務（テレワーク）や時差勤務制度を活用すること。
- 2 各所属長は、所属職員の健康状態の確認及び業務の進捗状況の確認をこまめに行い、体調不良職員が無理に出勤することのないように担当業務の柔軟な見直しやバックアップ体制を講じるなど、職員が安心して休暇を取得できる体制を整えること。

担当：人事課 人事管理班
電話：022-211-2226
担当：人事課 給与制度班
電話：022-211-2228